別紙２－１

仕様書

ロボット・ＡＩ部

１．件名

(b-1)「プロ投資家対応・金融商品販売における高齢顧客対応に係る調査」

２．調査の必要性

金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令において、一定の要件を満たす個人は「プロ投資家」に移行することが可能とされているが、その要件は、金融商品取引業者と取引契約を締結してから１年以上経過しており、かつ、純資産・金融資産が３億円以上と見込まれる個人という画一的なものとなっている。

また、高齢者に対する金融商品の販売についても、金融庁の監督指針及び業界ガイドラインに基づき、75 歳以上等の年齢を目安として、画一的な対応が採られている可能性がある。

デジタル化により個人の能力や資産状況等がより精緻に判断・分析しやすくなってくる中で、こうした金融関連法制の在り方に係る問題点や課題を洗い出す必要がある。

３．具体的な調査の内容

プロ投資家に関しては、証券会社の協力を得て、顧客へリテラシーテストを実施するとともに、証券会社の保有する顧客データ等を用いて、プロ投資家とみなすことが適当と考えられる基準について調査を行う。

金融商品販売における高齢顧客対応に関しては、証券会社等の勧誘方法と親和性のある認知・判断能力の確認方法とその満たすべき技術要素について調査を行う。

また、協力証券会社を通じ、顧客へリテラシーテストを実施するとともに、証券会社の保有する顧客等のデータを用いて、高齢顧客の能力・状況等を踏まえた対応について調査を行う。加えて、金融機関がこれらの対応をシステムを用いて自動判断することの可否、当該システムが満たすべき最低要件・事後検証のあり方等について、調査を行う。

なお、調査の実施に当たっては、外部有識者等の関係者の意見を聴取しつつ進めることとする。

４．最終目標

プロ投資家及び金融商品販売における高齢顧客対応に関連する金融法制の精緻化に係る検討に活用するための知見を報告書に取りまとめる。

５．調査期間

ＮＥＤＯが指定する日から 2021 年 3 月 19 日（金）まで

６．予算額

19,000万円以内

７．報告書

提出期限：2021 年 3 月 19 日（金）

提出部数：電子媒体ＣＤ－Ｒ（ＰＤＦファイル形式）　１枚

提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出のこと。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html

８．報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。